

## 歴史的風致維持向上計画の認定について

### ～福島県で初（東北地方で2番目） 白河市が認定～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、福島県白河市から計画認定申請があった歴史的風致維持向上計画について、2月23日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が認定を行いました。  
福島県で初、東北地方では青森県弘前市（平成22年2月4日）に次いで2番目に認定されました。

なお、国土交通省ホームページにおいて、全国の認定状況や既認定都市の計画等にリンクを張っていますのでご参照下さい。

#### ◆国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html>

#### ○ 白河市歴史的風致維持向上計画（福島県白河市 認定申請日H23.1.17）

白河提灯まつり、白河だるま市などの伝統行事、酒造業を中心とする伝統産業などが繰り広げられる史跡「小峰城跡」とその城下町、花見・舟遊び等の行楽が引き継がれている史跡及び名勝「南湖公園」を含む地域を重点区域とし、小峰城道場門遺構の修復整備、丹羽長重廟周辺の整備、歴史的まちなみの修景等の事業が位置づけられています。



旧奥州街道沿道の町並み

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

#### < 問い合わせ先 >

国土交通省 東北地方整備局

電話番号 022-225-2171（代表番号）

建政部 計画・建設産業課長 ひぐち まなぶ 樋口 学（内線 6121）

都市・住宅整備課長 さかい りょう 酒井 了（内線 6161）

## 歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 23 年 2 月  
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月23日に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した維持向上のための計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり。これまで金沢市、高山市等19市町の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった福島県白河市、島根県松江市及び岐阜県恵那市の歴史的風致維持向上計画について2月23日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は22市町村となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに23日以降に公開されます。

・国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html>

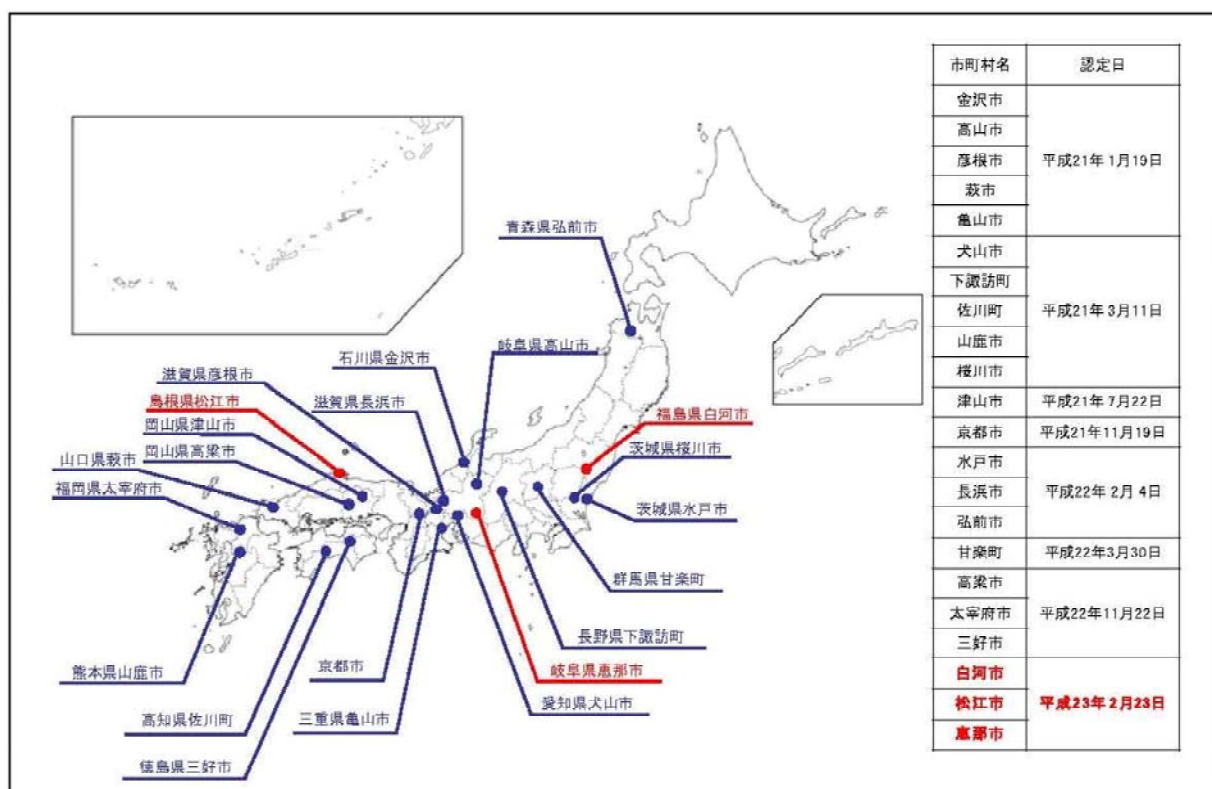


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況